

出産費資金貸付の要件 その他の留意事項

(貸付対象者)

- (1) 健康保険組合の被保険者であって、出産育児一時金等の支給を受ける見込があり、次の各号のいずれかに該当する方が対象となります。
 - (ア) 出産予定日まで1ヶ月以内の者、又は、出産予定日まで1ヶ月以内の被扶養者を有する者。
 - (イ) 妊娠4ヶ月以上の者で、医療機関に一時的な支払いが必要となった者、又は、妊娠4ヶ月以上の被扶養者を有する者で、医療機関に一時的に支払いが必要となった者。

(貸付金額)

- (2) 資金の貸付限度額は、出産育児一時金支給見込額の10分の8までとなっています。

(貸付期間)

- (3) 当該貸付金に係る出産育児一時金等が支給されるまでの期間とし、貸付金に利息はかかりません。

(返済方法)

- (4) 貸付申込者は、出産育児一時金等の受領を健康保険組合の理事長に委任してもらいます。
- (5) 貸付金の返済は、健康保険組合の理事長が代理受領した出産育児一時金等を充当し、貸付金額を上回った額については、当該上回る額を申込者が指定した金融機関の口座に振り込みます。

(貸付申込みについて)

- (6) 資金の貸付を受けようとする者は、出産費資金貸付申込書・出産費資金貸付借用書に次の該当各号に定める書類を添付し、健康保険組合へ提出してください。
 - (ア) 上記の(1)の(ア)に該当する者は、「母子健康手帳」のコピーか、又は、出産予定日まで1ヶ月以内であることを証明する書類。
 - (イ) 上記の(1)の(イ)に該当する者は、「母子健康手帳」のコピーか、又は、妊娠4ヶ月以上であることを証明する書類及び医療機関等からの出産に要する費用の請求書又は領収書。

※ 以上の内容でわからないことがありましたら、大阪港湾健康保険組合までお尋ねください。

出産費資金貸付借用書

借受金額	金	円
------	---	---

大阪港湾健康保険組合出産費資金貸付規定により、上記の金額を確かに借用いたしました。

返済にあたりましては、大阪港湾健康保険組合理事長殿に受領を委任した出産育児一時金等（分娩予定日 令和 年 月 日）が支給される日に、その支給をもって返済いたします。

万一、出産育児一時金が不支給になったときは、全額を直ちに返済いたします。

令和 年 月 日

大阪港湾健康保険組合理事長 殿

住所 _____
被保険者
(債務者)
氏名
(自署) _____